

熊本学園大学

経済論集

第24卷 第1-4合併号

経済学部開設50周年記念号

— 2018・3 —

卷頭言

| | | |
|--------------------|-------|---|
| 経済学部開設50周年記念論集によせて | 金 栄 緑 | 1 |
|--------------------|-------|---|

論 文

| | | |
|--|----------------|-----|
| チャールズ二世の「国庫支払停止」と「銀行家債務」 | 酒 井 重 喜 | 3 |
| 日EU 経済連携協定の大枠合意の意義 | 金 栄 緑 | 31 |
| 近年のEU における農村振興政策と財政支援制度 | 山 内 良 一 | 47 |
| 熊本地震被災企業に対する熊本県工業連合会の復旧・復興支援活動 —2016年度の考察と評価— | 伊 東 維 年 | 87 |
| なぜ日本では15年以上デフレが続いていると信じられているのか —新聞記事に見るデフレ表現・デフレ認知2003-2013年— | 中敷領 孝 能 | 117 |
| 九州新幹線の開業が沿線人口に及ぼした効果 | 米田耕士・平松 燐 | 157 |
| CLMV諸国における社会経済及び貧困の実態分析 —開発経済学のケイバビリティ・アプローチを基に— | AYE Chan Pwint | 169 |
| 農村部のラタン手工芸品生産者における所得向上の可能性 —ベトナムとカンボジアの手工芸品産業を比較して— | 森 千 恵 | 191 |
| 経済学教育とLMS：活用と効果分析 | 筈 山 茂 | 215 |
| 開示制度逍遙 —会社情報開示基本法制定の要否緒論— | 井 上 弘 樹 | 233 |
| 「保護されない言論」の法理とその根拠について | 金 原 宏 明 | 255 |
| 宮沢賢治と〈農〉　—農業技術者の側面— | 奥 山 文 幸 | 273 |
| 「～するとすぐに」の意味を持つ接続詞の発達 | 原 口 行 雄 | 287 |
| 学習英和辞典における話者の確信度を表す副詞に関する 記述についての考察と提言 | 吉 川 勝 正 | 317 |
| 研究ノート | | |
| 王政復古期財政の過渡性（下） | 酒 井 重 喜 | 343 |

熊本学園大学経済学会

Journal of Economics, Kumamoto Gakuen University

Vol. 24 (No.1-4) The Commemoration Issue for the 50th Anniversary March, 2018
of Faculty of Economics, Kumamoto Gakuen University

CONTENTS

Articles

| | | |
|--|------------------------|-----|
| Charles II's The Stop of the Exchequer and the Bankers' Debt | Shigeki Sakai | 3 |
| Significance of the the Agreement in Principle for the Japan-EU EPA | Youngrok Kim | 31 |
| Die Agrar-und Regionalpolitik in EU und Das finanzielle Unterstützungssystem | Ryoichi Yamauchi | 47 |
| Restoration and Reconstruction Support Activities of Kumamoto Prefecture Industrial Association for the Affected Companies of The 2016 Kumamoto Earthquake | Tsunatoshi Itoh | 87 |
| Why Japanese People Believe that They Have Been Suffered by Deflation for more than 15 Years. -Expressions and Understandings of "Deflation" in the Japanese Newspaper, from 2003 to 2013- | Takayoshi Nakashikiryo | 117 |
| Impact of New High-speed Rail on Population in the Kyushu Region of Japan | Tomoru Hiramatsu | 157 |
| | Koji Yoneda | |
| A Study on Socioeconomic and Poverty in CLMV Countries by using Capability Approach | AYE Chan Pwint | 169 |
| Possibility of Improving Income for Rural Rattan Handicraft Producers -Comparative Studies of Vietnam and Cambodia- | Chie Mori | 191 |
| Economics Education and the LMS: The Analysis of its Effects on Economics Education | Shigeru Sasayama | 215 |
| Review of Disclosure Rules and Operations - For the purpose of fundamental law establishment as " the Basic Act " for information disclosure of the companies - | Hiroki Inoue | 233 |
| "Unprotected Speech" Doctrine | Hiroaki Kanehara | 255 |
| Miyazawa Kenji and Agriculture | Fumiuyuki Okuyama | 273 |
| The Development of Conjunctive Word-Groups Which Express Two Events or Actions that Take Place one after the other | Yukio Haraguchi | 287 |
| A Survey on How the Usages of the Adverbs "probably", "likely", "perhaps", "maybe", and "possibly" are Explained in English-Japanese Dictionaries. | Katsumasa Yoshikawa | 317 |

Notes

| | | |
|---|---------------|-----|
| The Transitional Finance in the Restoration Period(2) | Shigeki Sakai | 343 |
|---|---------------|-----|

Published by

INSTITUTE OF ECONOMICS
KUMAMOTO GAKUEN UNIVERSITY

執筆者紹介

| | |
|----------------------|--------------------------------------|
| 酒井重喜（本学経済学部教授） | 金栄緑（本学経済学部教授） |
| 山内良一（本学経済学部教授） | 伊東維年（本学経済学部特任教授） |
| 中敷領孝能（本学経済学部講師） | 米田耕士（本学経済学部助教） 平松燈（近畿大学総合社会学部准教授） |
| エイ・チャン・プイン（本学経済学部助教） | 森千恵（本学大学院経済学研究科博士後期課程） |
| 笹山茂（本学経済学部教授） | 井上弘樹（本学経済学部教授） |
| 金原宏明（本学経済学部講師） | 奥山文幸（本学経済学部教授） |
| 原口行雄（本学経済学部客員教授） | 吉川勝正（本学経済学部准教授） |

「経済論集（熊本学園大学）」の執筆及び投稿に関する内規

経済論集の執筆及び投稿にあたっては、熊本学園大学経済学部のホームページに掲載されています。内規（<http://www.econ.kumagaku.ac.jp/keizai/ronshu/page03.html>）に従って下さい。

投稿案内

熊本学園大学経済学会では、会員以外の方からの論文を公募しています。下記の「投稿規程」を参照のうえ、ふるってご応募下さい。なお、不明の点は、編集委員会にお問い合わせ下さい。

〒862-8680 熊本市中央区大江2-5-1 熊本学園大学経済学部 『経済論集』編集委員会

投稿規定

- 1 投稿資格は大学院経済学研究科博士課程（または博士課程後期）在学生、または同単位取得者（非常勤講師を含む）に限る。
- 2 原稿は経済学の分野を問わず、隨時受け付ける。なお各号の締切は、原則として、3月末（第1号）、6月末（第2号）、9月末（第3号）、1月5日（第4号）。ただし、事情により合併号となることがある。
- 3 原稿枚数は、タイトルを含め、和文の場合400字詰50枚以内、欧文の場合ダブルスペース（1行60～70字letters, 28行）20枚以内とする。
- 4 投稿原稿はワープロ原稿（横書A4、縦置）とする。
- 5 投稿者は、氏名を明記した原稿1部と氏名を削除した原稿2部の計3部を、そのフロッピーまたはCD-R・CD-RWとともに提出する。これらはすべて後ほど返却する。
- 6 別紙として、次のものを添付する。
 - ① タイトル、執筆者名の英文表記を含め、300words以内の英文サマリーおよびほぼ同等の和文要約各1部。
 - ② 原稿1行の字数、1ページの行数、ページ数、400字換算枚数、使用ワープロまたはパソコンの機種、連絡先住所および電話番号を記入した原稿表紙1枚。
- 7 編集委員会は、各論文につき2名のレフェリー（少なくとも学外1名を含む）に審査を依頼し、その報告を受けて、採否を決定する。

なお、本誌編集委員は、現在、慶田收（委員長）、境章、小野浩、岡本薰、笹山茂（総務）。

平成30年3月28日

熊本学園大学経済論集 第24巻 第1-4合併号 経済学部開設50周年記念号

発行責任者 金栄緑

発行 熊本学園大学経済学会

〒862-8680 熊本市中央区大江2丁目5番1号

電話 (096) 364-5161(代)

印刷所 (有)グリーンキャンパス 熊本学園大学印刷センター

〒862-8680 熊本市中央区大江2丁目5番1号

電話 (096) 372-5033

熊本学園大学経済学会会則

(名 称)

第1条 本学会は熊本学園大学経済学会と称する。

(事 務 所)

第2条 本学会の事務所は、熊本学園大学経済学部内に置く。

(目 的)

第3条 本学会は、経済学を中心とする学術研究及び普及を目的とする。

(事 業)

第4条 本学会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 機関誌「経済論集」の発行 (2) 研究会の開催 (3) 講演会の開催 (4) 研究資料の収集・整備

(5) その他学会の目的達成に必要と認める事業

(会 員)

第5条 本学会の会員は、次のとおりとする。

(1) 正会員 第3条の趣旨に賛同する本学の専任教員

(2) 援助会員 本学会の趣旨に賛同し、評議員会の承認を得た者

(3) 学生会員 本学経済学部及び大学院経済学研究科の在学生

会員は、機関誌の配布を受け、かつ本学会の行う各種の事業に参加することができる。

(評議員会)

第6条 本学会に、評議員会を置く。

2 評議員会は、正会員によって構成される。

3 評議員会は、次の事項について審議・議決する。

(1) 年間活動の策定に関する事項 (2) 予算・決算の承認に関する事項 (3) 役員の選出に関する事項

(4) 会則の改正に関する事項 (5) その他、本学会の運営に関する事項

(学会運営委員会)

第7条 第4条に定める事業を遂行するために、次の役員によって構成される学会運営委員会を置く。

(1) 会長 1名 (2) 総務委員 1名 (2) 編集委員 4名 (2) 会計監査委員 2名

2 会長は、本学会を代表し、会務を統括する。

3 総務委員は、本学会の会計及び庶務に関する業務を行う。

4 編集委員は、編集委員会を置き、第4条第1号に関する事業の機関誌「経済論集」の編集・発行・配布に関する業務を行う。

5 会計監査委員は、本学会の会計に関する事項を監査し、その結果を評議員会に報告する。

(役員の選出及び任期)

第8条 会長及び役員は、すべて評議員中から互出し、その任期は、2カ年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の会長及び役員の職に支障が生じた場合は、ただちに補うものとする。なお、後任者の任期は、前任者の残務期間とする。

(会 費)

第9条 本学会の年会費を次のとおりとする。

(1) 正会員 10,000円 (2) 賛助会員 8,000円 (3) 学生会員 3,000円

(経 費)

第10条 本学会の経費は、会費、事業収入及び寄付金をもってあてる。

(会計年度)

第11条 本学会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌3月31日に終わる。

付 則

本会則は、平成6(1994)年4月1日より施行する。

「経済論集（熊本学園大学）」の編集及び刊行に関する規定

第1条 経済学会（以下、「本学会」という。）は、教員の研究成果の発表を目的とし、論集「経済論集（熊本学園大学）」、英文名 Journal of Economics 以下「本誌」という。を刊行する。

2 刊行等の経費には、会費等をもってあてる。

第2条 編集兼発行者は、「熊本学園大学経済学会『経済論集』編集委員会」とする。

第3条 編集委員会（以下、「委員会」という。）は、正会員の中から選出された4名の委員により構成され、委員の互選により委員長を決定する。

2 委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 委員会は、委員長の下で、本規定の趣旨に従い、必要な判断を下し、また、必要な事務を担当する。

第4条 本誌は原則として年4回刊行する。

2 必要に応じて特別号を刊行することができる。

第5条 執筆者は、原則として本学会に所属する正会員及び賛助会員とする。ただし、委員会は、学会以外の者に執筆を依頼することができる。

第6条 本誌に掲載する著者は、次の6種に分類する。

(1) 論文 (2) 研究ノート (3) 研究資料 (4) 判例研究 (5) 翻訳 (6) 特別機構及びその他

第7条 投稿原稿は、本誌への掲載の適否を判断するため、審査を行ふものとする。

2 委員長は、委員会の議を経て、審査委員を季嘱し、投稿原稿の審査を依頼することができる。

3 審査委員は、依頼を受けてから2週間以内に、審査報告書を委員会に提出するものとする。

4 委員会は、審査報告書を踏まえて、投稿原稿の掲載の可否を決定し、また、著者に対し補筆や修正を求めることができる。

第8条 研究調査費等は、別に定める。

第9条 本誌の配布先は、本学会と性格の近い他大学及び研究機関の中から、委員会が選定する。

付 則

1 本規定は、平成6(1994)年4月1日から施行する。

2 本則定に関する詳細は、別に定める内規による。

3 本則定の改廃は、評議員会が行う。